

雇 用 こうち 2015

労働市場月報(7月分)

平成27年9月号 No. 566



よさこい祭り (高知市追手筋)

〈今月の記事〉

- | | |
|---|--|
| ・ 7月雇用動向 1～9 | ・ 平成27年度全国労働衛生週間の実施 13～14 |
| ・ 『応募者の基本的人権を尊重した公正な
採用選考をお願いします』 ... 10 | ・ 雇用保険の届出にはマイナンバーの
記載が必要になります ... 15～16 |
| ・ 「専門実践教育訓練給付金のご案内」 11～12 | |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

最近の雇用失業情勢（平成27年7月）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は、緩やかに改善している
- 有効求人倍率は0.93倍で、前月より0.03ポイント上回り、前年同月より0.07ポイント上回った
- 新規求人数は前年同月比で2か月連続で増加
- 新規求職者数は前年同月比で2か月ぶりに減少

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は、前月の0.90より0.03ポイント上回り、前年同月を0.07ポイント上回った。
- 正社員有効求人倍率（原数値／パートを除く常用）は0.46倍で、前月を0.03ポイント上回り、前年同月を0.02ポイント上回った。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所1.05倍、須崎所0.90倍、四万十所0.65倍、安芸所0.64倍、いの所0.39倍となった。

2 求人の動き

- 新規求人数は、前年同月比8.7%（430人）増の5,386人となり、前年同月比で2か月連続で増加。
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では建設業（1.9%）、製造業（14.5%）、卸売業、小売業（17.0%）、宿泊業、飲食サービス業（21.2%）、生活関連サービス業、娯楽業（16.8%）、教育、学習支援業（82.4%）、サービス業（7.1%）公務、その他（38.4%）などで増加となり、農、林、漁業（4.8%）、運輸業、郵便業（14.5%）、金融業、保険業（28.8%）、学術研究、専門・技術サービス業（3.4%）、医療、福祉（0.7%）で減少した。
- パート新規求人を見ると、前年同月比22.2%（410人）増の2,255人で、新規求人全体の41.9%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比3.4%（429人）増の13,219人となり、4か月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は4,736人で前年同月比4.1%（205人）減となり、前月比では1.4%（65人）増となった。有効求人全数に占める割合は35.8%で前月同率となった。

3 求職の動き

- パートを含む新規求職者数は、前年同月比7.3%（281人）減の3,569人となり、2か月ぶりに前年同月を下回った。このうち、パート求職者は、前年同月比5.9%（48人）増の855人で、新規求職者全体の24.0%を占めている。
パートを含む新規常用求職者数3,246人について態様別に前年同月比でみると、在職中の者は5.8%減の854人、離職者は2.9%減の2,107人、無業者は25.2%減の285人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比1.3%減の675人、自己都合離職者は前年同月比4.6%減の1,339人となった。
- 有効求職者数は、前年同月比5.7%（901人）減の14,830人となり、29か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求職者数は、前年同月比7.6%（861人）減の10,396人となり、前月比では4.5%（490人）減となった。有効求職全数に占める割合は70.1%で前月から1.2ポイント低下した。

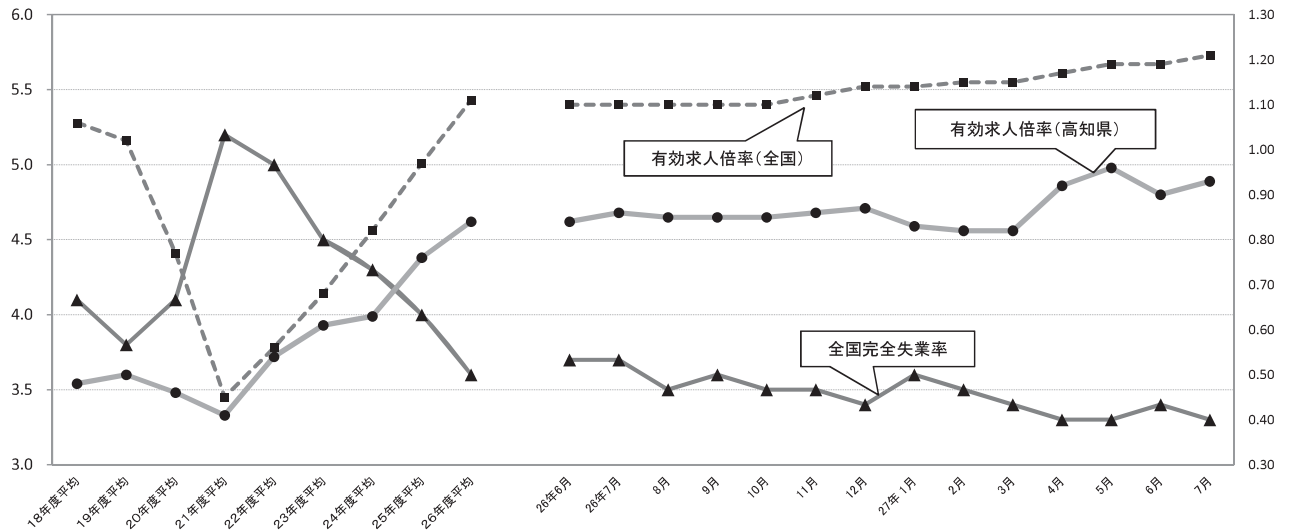
4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比6.8%（90件）減の1,226件となり、3か月ぶりに前年同月を下回った。就職率は34.4%となり、前年同月を0.2ポイント上回った。
就職件数のうちパートは、前年同月比7.0%（27件）減の361件で、就職件数全体の29.4%を占めており、正社員は、前年同月比4.0%（20件）増の525件で、前月比では2.5%（13件）増となり、就職件数全体の42.87%を占めている。

有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)

完全失業率(%)

有効求人倍率(倍)



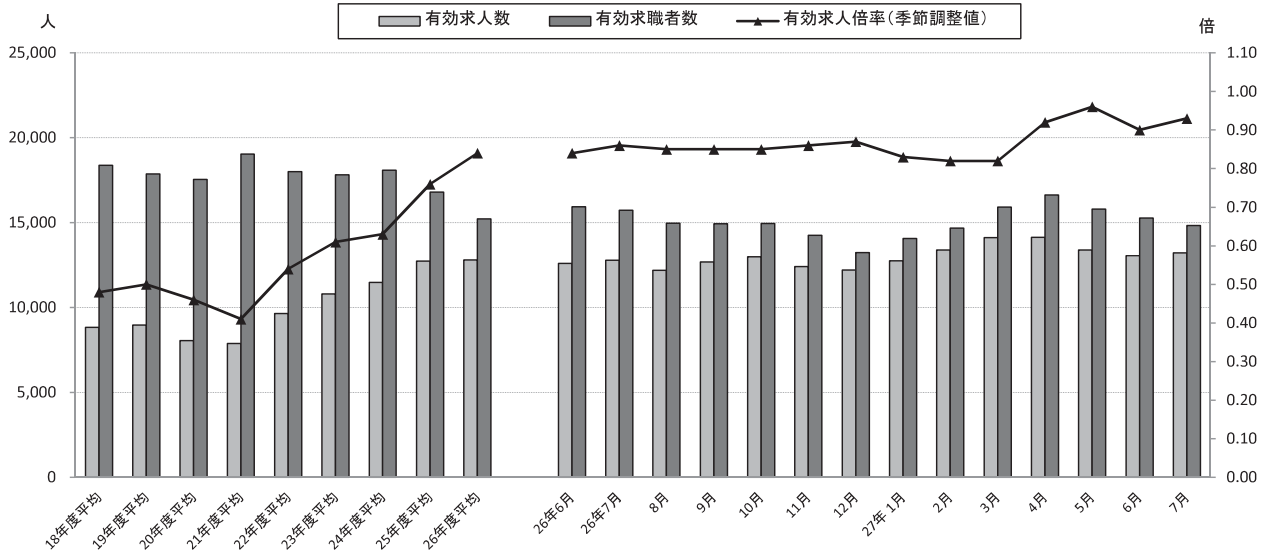
	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年度平均	26年6月	26年7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
有効求人倍率(高知県)	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.63	0.76	0.84	0.84	0.86	0.85	0.85	0.85	0.86	0.87	0.83	0.82	0.82	0.82	0.92	0.96	0.90	0.93
有効求人倍率(全国)	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19	1.19	1.21	
全国完全失業率	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.3	4.0	3.6	3.7	3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.4	3.3

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ 完全失業率(平成26年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)

※ 年度平均は実数値

有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年度平均	26年6月	26年7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
有効求人数	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,484	12,729	12,807	12,598	12,790	12,188	12,673	12,987	12,403	12,201	12,745	13,396	14,130	14,145	13,385	13,058	13,219
有効求職者数	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,092	16,804	15,225	15,938	15,731	14,967	14,927	14,955	14,252	13,243	14,078	14,687	15,918	16,629	15,794	15,269	14,830

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

職 業 紹 介 状 況

項目 年度・月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数	
		常 用	45歳以上		常 用	45歳以上		常 用		常 用	
平成24年度		52,027	50,868	19,015	217,098	214,663	90,623	55,467	48,724	137,813	124,694
	25	48,672	47,637	18,088	201,647	199,406	85,465	60,469	52,777	152,748	136,826
	26	44,837	43,767	17,367	182,701	180,487	79,679	59,662	52,116	153,683	137,932
平成26年	7月	3,850	3,458	1,562	15,731	15,282	7,032	4,956	4,485	12,790	11,764
	8	3,177	3,072	1,212	14,967	14,554	6,632	4,320	3,889	12,188	11,196
	9	3,874	3,779	1,468	14,927	14,730	6,488	5,122	4,218	12,673	11,208
	10	3,686	3,642	1,397	14,955	14,807	6,504	5,414	4,811	12,987	11,597
	11	2,845	2,809	1,033	14,252	14,152	6,156	4,150	3,378	12,403	10,893
	12	2,751	2,684	1,081	13,243	13,122	5,812	4,367	3,605	12,201	10,521
平成27年	1月	4,211	4,092	1,547	14,078	13,874	6,043	5,747	5,143	12,745	11,336
	2	3,734	3,721	1,404	14,687	14,541	6,233	5,054	4,415	13,396	11,975
	3	4,257	4,226	1,613	15,918	15,860	6,703	5,627	4,712	14,130	12,480
	4	5,189	5,126	2,259	16,629	16,522	7,286	5,517	5,009	14,145	12,826
	5	3,426	3,405	1,337	15,794	15,695	6,997	4,473	3,948	13,385	12,117
	6	3,489	3,425	1,371	15,269	15,161	6,829	5,125	4,552	13,058	11,839
	7	3,569	3,246	1,521	14,830	14,418	6,715	5,386	4,842	13,219	11,992
増減比(%)	前 月	2.3	▲ 5.2	10.9	▲ 2.9	▲ 4.9	▲ 1.7	5.1	6.4	1.2	1.3
	前年同月	▲ 7.3	▲ 6.1	▲ 2.6	▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 4.5	8.7	8.0	3.4	1.9
安定所別	高 知	2,169	2,138	813	9,449	9,393	3,939	4,003	3,574	9,925	8,942
	須 崎	224	203	125	1,100	1,076	599	382	369	992	960
	四 万 十	349	317	150	1,543	1,470	785	401	353	998	895
	安 芸	304	165	171	926	782	513	275	248	596	556
	い の	523	423	262	1,812	1,697	879	325	298	708	639

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、求人倍率(季節調整値)の平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

(学卒を除きパートタイムを含む)

E 就 職 件 数					就職率 (%)	求 人 倍 率 (実 数)		求 人 倍 率 (季節調整値)	
	常 用	県 外	45歳以上	(保) 受 給 者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新 規	有 効
17,512	14,486	1,163	5,443	3,912	33.7	1.07	0.63	—	—
17,180	14,345	1,115	5,471	3,825	35.3	1.24	0.76	—	—
15,892	13,347	976	5,338	3,530	35.4	1.33	0.84	—	—
1,316	1,144	86	447	283	34.2	1.29	0.81	1.30	0.86
1,086	943	85	363	258	34.2	1.36	0.81	1.34	0.85
1,290	1,110	78	427	260	33.3	1.32	0.85	1.36	0.85
1,322	1,085	75	432	305	35.9	1.47	0.87	1.33	0.85
1,142	974	75	385	286	40.1	1.46	0.87	1.30	0.86
1,056	813	60	343	288	38.4	1.59	0.92	1.35	0.87
1,095	865	66	398	261	26.0	1.36	0.91	1.27	0.83
1,150	989	84	345	249	30.8	1.35	0.91	1.27	0.82
1,951	1,552	91	742	354	45.8	1.32	0.89	1.35	0.82
1,655	1,403	90	580	295	31.9	1.06	0.85	1.49	0.92
1,406	1,206	74	509	308	41.0	1.31	0.85	1.37	0.96
1,322	1,108	88	433	349	37.9	1.47	0.86	1.33	0.90
1,226	1,064	83	414	323	34.4	1.51	0.89	1.53	0.93
▲ 7.3	▲ 4.0	▲ 5.7	▲ 4.4	▲ 7.4	▲ 3.5 (ポイント)	0.04 (ポイント)	0.03 (ポイント)	0.20 (ポイント)	0.03 (ポイント)
▲ 6.8	▲ 7.0	▲ 3.5	▲ 7.4	14.1	0.2 (ポイント)	0.22 (ポイント)	0.08 (ポイント)	0.23 (ポイント)	0.07 (ポイント)
772	668	56	238	220	35.6	1.85	1.05	※	※
86	78	6	38	19	38.4	1.71	0.90	※	※
120	98	7	34	27	34.4	1.15	0.65	※	※
60	53	2	32	12	19.7	0.90	0.64	※	※
188	167	12	72	45	35.9	0.62	0.39	※	※

産業別・規模別新規求人状況

産 業		総 数				
					パートタイム	
		27年7月	26年7月	前年同月比(%)	27年7月	26年7月
A, B 農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)		60	63	▲ 4.8	21	18
C 鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)		0	0	0	0	0
D 建 設 業 (06~08)		377	370	1.9	18	32
06 総 合 工 事 業		220	216	1.9	7	11
E 製 造 業 (09~32)		394	344	14.5	152	75
09 食 料 品 製 造 業		152	112	35.7	112	47
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		20	10	100.0	5	5
11 織 維 工 業		27	22	22.7	6	2
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		17	11	54.5	0	1
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		6	1	500.0	0	0
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		20	19	5.3	3	3
15 印 刷 ・ 同 関 連 業		9	18	▲ 50.0	2	4
16 化 学 工 業		6	8	▲ 25.0	3	0
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		0	0	0.0	0	0
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		18	11	63.6	6	4
19 ゴ ム 製 品 製 造 業		0	1	▲ 100.0	0	0
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		11	14	▲ 21.4	1	1
22 鉄 鋼 業		4	7	▲ 42.9	0	0
23 非 鉄 金 属 製 造 業		0	0	0.0	0	0
24 金 属 製 品 製 造 業		19	21	▲ 9.5	1	1
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		25	21	19.0	1	0
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		18	22	▲ 18.2	3	0
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		5	6	▲ 16.7	0	2
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		2	3	▲ 33.3	0	0
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業		10	6	66.7	4	3
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		0	0	0.0	0	0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		16	28	▲ 42.9	1	2
20, 32 そ の 他 の 製 造 業		9	3	200.0	4	0
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)		4	2	100.0	1	0
G 情 報 通 信 業 (37~41)		54	37	45.9	24	15
39 情 報 サ ー ビ ス 業		27	14	92.9	20	8
H 運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)		147	172	▲ 14.5	37	29
I 卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)		1,379	1,179	17.0	968	816
50~55 卸 売 業		164	151	8.6	69	65
56~61 小 売 業		1,215	1,028	18.2	899	751
J 金 融 業 , 保 険 業 (62~67)		52	73	▲ 28.8	20	20
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)		62	54	14.8	29	18
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)		115	119	▲ 3.4	19	15
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)		418	345	21.2	248	211
75 宿 泊 業		136	129	5.4	79	77
76 飲 食 店		248	170	45.9	158	113
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)		222	190	16.8	53	64
O 教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)		124	68	82.4	58	33
P 医 療 , 福 祉 (83~85)		1,362	1,372	▲ 0.7	400	379
83 医 療 業		638	663	▲ 3.8	175	151
85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業		724	709	2.1	225	228
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)		39	62	▲ 37.1	15	12
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)		422	394	7.1	140	80
S, T 公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)		155	112	38.4	52	28
合 計		5,386	4,956	8.7	2,255	1,845
事 業 所 規 模 別	29人以下	3,628	3,236	12.1	1,679	1,410
	30~99人	1,102	993	11.0	402	273
	100~299人	500	517	▲ 3.3	151	128
	300~499人	38	76	▲ 50.0	5	22
	500~999人	71	57	24.6	15	6
	1,000人以上	47	77	▲ 39.0	3	6

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

平成27年7月

	求人倍率(倍)	有効求人(人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.83	11,992	14,418	6,434	7,952	1,064	449	615
管理的職業	1.09	38	35	26	9	4	3	1
専門的・技術的職業	1.41	2,318	1,645	531	1,109	163	42	121
建築・土木技術者等	3.46	388	112	107	5	9	8	1
医師、薬剤師等	6.12	153	25	6	19	2	2	0
保健師、助産師、看護師	1.72	782	454	19	433	62	4	58
社会福祉の専門的職業	1.10	398	361	59	302	38	8	30
事務的職業	0.25	881	3,496	603	2,888	213	31	182
一般事務員	0.18	570	3,235	499	2,732	169	21	148
会計事務員	0.62	85	138	47	90	15	2	13
販売の職業	2.26	2,717	1,204	544	660	73	36	37
サービスの職業	1.63	3,133	1,924	570	1,349	265	80	185
介護サービスの職業	1.35	1,087	804	239	565	104	31	73
保健医療サービス	1.80	207	115	22	92	34	3	31
生活衛生サービス	2.07	197	95	18	77	4	0	4
飲食物調理の職業	1.71	754	440	150	288	80	25	55
接客・給仕の職業	2.14	757	353	99	252	29	13	16
F保安の職業	3.73	239	64	62	2	12	11	1
G農林漁業の職業	0.57	108	188	143	45	22	16	6
H生産工程の職業	1.01	918	909	642	266	99	69	30
52金属材料製造等	1.36	182	134	131	3	22	21	1
54製品製造・加工処理	1.32	550	418	216	201	64	37	27
57機械組立の職業	0.32	47	148	119	29	5	3	2
60機械整備・修理の職業	0.95	82	86	86	0	3	3	0
64生産関連・生産類似	0.38	35	93	67	26	2	2	0
I輸送・機械運転の職業	0.64	292	457	444	9	41	40	1
69定置・建設機械運転	0.84	41	49	49	0	3	3	0
J建設・採掘の職業	0.91	511	563	554	8	40	40	0
70建設躯体工事の職業	3.21	90	28	27	1	1	1	0
71建設の職業	0.88	79	90	86	4	6	6	0
72電気工事の職業	0.60	62	103	102	1	11	11	0
73土木の職業	0.82	280	342	339	2	22	22	0
K運搬・清掃等の職業	0.23	837	3,668	2,153	1,508	132	81	51
75運搬の職業	0.57	250	436	390	46	49	38	11
76清掃の職業	0.88	335	382	174	207	39	20	19
78その他の運搬等の職業	0.08	219	2,835	1,587	1,242	34	20	14
分類不能の職業	0.00	0	265	162	99	0	0	0

※求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

※平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

年度・月	項目	正社員	正社員	正社員	正社員	常用	正社員	正社員
		新規求人数	有効求人数	就職件数	充足数	フルタイム 有効求職者数	有効求人 倍率	充足率
平成24年度		18,635	49,530	5,877	5,752	163,170	0.30	30.9
25		20,879	55,966	5,903	5,801	148,745	0.38	27.8
26		21,121	57,287	5,778	5,697	131,545	0.44	27.0
平成26年7月		2,049	4,941	505	491	11,257	0.44	24.0
8		1,552	4,647	437	419	10,653	0.44	27.0
9		1,841	4,896	504	499	10,722	0.46	27.1
10		1,988	4,940	476	480	10,671	0.46	24.1
11		1,363	4,606	434	426	10,203	0.45	31.3
12		1,566	4,481	404	393	9,502	0.47	25.1
平成27年1月		2,158	4,834	422	417	10,098	0.48	19.3
2		1,537	4,775	471	472	10,572	0.45	30.7
3		1,666	4,719	570	571	11,567	0.41	34.3
4		1,836	5,016	532	513	11,959	0.42	27.9
5		1,575	4,888	498	484	11,307	0.43	30.7
6		1,760	4,671	512	504	10,886	0.43	28.6
7		1,900	4,736	525	496	10,396	0.46	26.1
増減比(%)	前月	8.0	1.4	2.5	▲ 1.6	▲ 4.5	0.03 (ポイント)	▲ 2.5 (ポイント)
	前年比	▲ 7.3	▲ 4.1	4.0	1.0	▲ 7.6	0.02 (ポイント)	2.1 (ポイント)
安定所別	高知	1,430	3,524	354	377	6,752	0.52	26.4
	須崎	132	403	34	36	775	0.52	27.3
	四万十	120	333	41	33	1,086	0.31	27.5
	安芸	82	191	13	12	560	0.34	14.6
	いの	136	285	83	38	1,223	0.23	27.9

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

パートタイムの状況

年度・月		項目	新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)			
平成24年度			12,141	23,038	51,696	57,636	5,242	1.11			
25			11,893	25,141	50,820	63,634	5,008	1.25			
26			11,432	24,540	49,135	62,973	4,807	1.28			
平成26年7月			807	1,845	4,036	5,360	388	1.33			
8			813	1,767	3,912	5,080	300	1.30			
9			1,013	2,035	4,022	5,010	383	1.25			
10			989	2,234	4,152	5,154	400	1.24			
11			733	1,822	3,967	5,075	335	1.28			
12			676	1,668	3,638	4,931	350	1.36			
平成27年1月			1,098	2,263	3,793	4,943	324	1.30			
2			934	2,166	3,985	5,394	330	1.35			
3			1,103	2,341	4,309	5,929	621	1.38			
4			1,428	2,322	4,582	5,867	555	1.28			
5			914	1,894	4,405	5,551	454	1.26			
6			931	2,292	4,296	5,631	410	1.31			
7			855	2,255	4,040	5,700	361	1.41			
増減比 (%)	前月	▲	8.2	▲	1.6	▲	6.0	1.2	▲	12.0	0.10 (ポイント)
	前年比		5.9		22.2		0.1	6.3	▲	7.0	0.08 (ポイント)
安定所別	高知		556	1,734	2,650	4,443	211	1.68			
	須崎		54	152	302	374	30	1.24			
	四万十		84	161	387	401	49	1.04			
	安芸		40	108	224	223	21	1.00			
	いの		121	100	477	259	50	0.54			

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月	適 用 事業所 数	被 保 険 者 数 (A)	資 格 取 得 者 数	資 格 喪 失 者 数	う ち 事 業 主 都 合 離 職 数	一 般			高 齢 受 給 者 数	特 例 受 給 者 数	基 本 受 給 率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受 給 者 実 人 員	
						受 資 格 決 定 数	基 本						
							初 回 受 給 者	受 給 者 実 人 員 (B)					
平成22年度	13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170	
23	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
24	13,615	187,596	40,900	40,764	3,905	12,883	11,224	4,333	85	80	2.3	155	
25	13,630	188,660	41,094	39,467	3,321	11,840	10,203	3,912	97	77	2.0	154	
26	13,668	190,308	40,449	39,164	3,045	10,848	9,121	3,418	108	76	1.8	152	
平成26年7月	13,738	190,426	2,953	3,423	205	826	842	3,804	104	54	2.0	150	
8	13,730	189,912	2,409	2,878	155	792	721	3,589	69	379	1.9	157	
9	13,618	190,212	3,129	2,816	157	826	628	3,481	85	90	1.8	152	
10	13,616	190,510	3,217	2,927	255	1,020	737	3,329	124	72	1.7	150	
11	13,609	190,995	2,783	2,268	243	693	646	3,142	54	33	1.6	149	
12	13,626	191,612	2,714	2,106	226	688	702	3,227	63	25	1.7	149	
平成27年1月	13,638	190,604	2,506	3,510	202	896	718	3,285	73	65	1.7	152	
2	13,654	190,666	2,381	2,326	261	682	666	3,168	93	92	1.6	154	
3	13,657	189,532	2,685	3,772	225	755	578	3,133	86	0	1.6	153	
4	13,674	189,455	7,325	7,426	578	1,828	1,066	3,317	255	22	1.7	151	
5	13,687	191,881	5,184	2,665	253	1,045	1,011	3,374	218	40	1.7	148	
6	13,699	192,471	3,147	2,558	179	787	775	3,715	91	8	1.9	150	
7	13,721	191,948	2,840	3,339	200	901	822 (5)	3,761 (11)	87	167	1.9	152	
増減比 %	前 月	0.2	▲ 0.3	▲ 9.8	30.5	11.7	14.5	6.1	1.2	▲ 4.4	1987.5	0.0	1.3
	前年同月	▲ 0.1	0.8	▲ 3.8	▲ 2.5	▲ 2.4	9.1	▲ 2.4	▲ 1.1	▲ 16.3	209.3	▲ 0.1	1.3
安 定 所 別	高 知	8,715	139,191	2,056	2,196	127	588	543	2,337	53	9	1.7	110
	須 崎	1,459	15,587	192	251	19	83	66	376	9	3	2.4	1
	四 万 十	1,623	15,853	276	264	25	116	85	459	10	42	2.8	0
	安 芸	857	8,192	118	301	8	49	53	257	5	95	3.0	1
	い の	1,067	13,125	198	327	21	65	70	321	10	18	2.4	40

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

応募者の基本的人権を尊重した 公正な採用選考をお願いします。

本人の適性・能力に関係のない、本籍・家族（職業、続柄、学歴、収入、資産等）などの本人に責任のない事項や本来自由であるべき思想信条にかかわる事項を、応募書類（エントリーシート含む）や面接などで把握していませんか。

これらを把握することは、就職差別につながる恐れがあり、企業の社会的責任ある活動という観点からも、企業の責任が厳しく問われることとなります。

事業主の皆様におかれましては、応募者の基本的人権尊重の立場から自社の採用選考方法をもう一度見直し、公正な採用選考システムを確立いただきますようお願いいたします。

－ 求人から採用までの12のチェック －

□ 募集にあたって

- 1 採用しようとする仕事に合う人なら、だれでも応募できる条件になっていますか。
(応募・採用の対象を男性のみ・女性のみとしたり、合理的な理由がなく年齢制限を設けていませんか。)
- 2 仕事をする上で関係のない事項－本人の適性・能力以外の事項（家族の職業・家庭状況など）を採用の条件にしてはいませんか。
- 3 応募書類として定められたもの（統一応募書類・JIS規格履歴書）以外に戸籍謄(抄)本・住民票の提出を求めていますか。

□ 面接にあたって

- 4 面接によって何を判断するのか、その基準や方法があらかじめ定められていますか。
- 5 面接にあたって、応募者の基本的人権を尊重するように十分配慮していますか。

□ 選考にあたって

- 6 選考は、応募者の仕事をするための適性・能力の見きわめを基礎に、テストや資料・面接での判断など、総合的に決めていますか。
- 7 家庭状況などの身元（家庭）調査を行っていませんか。
- 8 合理的・客観的に必要が認められない採用選考時の健康診断（病気の確認を含む）を実施していませんか。

□ 採否の決定にあたって

- 9 応募者の適性・能力を総合的に評価した公正な選考結果であったか再点検していますか。
- 10 不採用とする場合、その理由を明確にしていますか。

□ 採用後について

- 11 採用後は、書面により労働条件を明示していますか。
- 12 入社の際や入社後に、戸籍謄(抄)本・住民票などの提出を画一的に義務づけていませんか。

社会人から入学される方へ

受講にかかる経費(入学金・授業料等)の一部を国が支給し、
あなたのスキルアップ・資格取得を応援します！

専門実践教育訓練の給付金のご案内



1. 「専門実践教育訓練給付金」制度とは

働く人の中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度で、平成26年10月に新設されました。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(離職者の場合、離職後1年以内)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講する場合、要件を満たせば、本人が教育訓練施設に支払った経費(入学金、授業料等)の40%(上限額あり)を半年ごとに、最長3年間、ハローワークから支給する制度です。

また、資格を取得して、訓練を修了から1年以内に就職した場合は、さらに約20%が追加給付(上限額あり)される場合があります。

<支給対象者>

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が10年以上(初めて教育訓練給付金の支給を受ける方は、当分の間2年以上)ある方で、過去に教育訓練を受けたことがある場合は、前回の受給から受講開始日までに10年以上経過しているなどの一定要件を満たす方。

離職者の場合は、離職後1年以内に受講を開始する教育訓練であること。

<支給要件の照会について>

受講開始(予定)日現在で被保険者期間が10年(初回の方は2年)あるかどうか、また、離職者の場合、一般被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか等、専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無をハローワークで照会することができます。

本人及び住所の確認できる書類(運転免許証等)をご持参のうえ、住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

高知労働局・ハローワーク

<専門実践教育訓練給付 を受けるためには・・・>

受講開始日の1か月前までに、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受ける必要があります。(在職者の場合は、事業主の証明があればジョブ・カードの交付を受ける必要はありません。)

また、給付金の支給を受けるためには、別途、ハローワークでの手続きが必要です。

<支給額>

専門実践教育訓練を受講している間 及び 修了して一定要件を満たした場合、下表の額を受給することができます。

① 受講中	② 修了後
〔 修了見込みがあるか確認のうえ 半年ごとに支給 〕	〔 資格等を取得し、かつ修了した日の翌日から 1年以内に一般被保険者として雇用された場合 〕
受講者が支払った教育訓練経費の 40% 1年間の上限額は、32万円 (最大3年間合計で96万円)	①と合計して 受講者が支払った教育訓練経費の 60% 1年間の上限額は、①と合計で48万円 (最大3年間合計で①と合計して144万円)

2. 専門実践教育訓練での「教育訓練 支援給付金」制度とは

昼間通学制の専門実践教育訓練を受講して 専門実践教育訓練給付金を受給する方で、受講開始時に45歳未満の方が一定の要件を満たす場合、訓練受講をさらに支援するため雇用保険の基本手当の半額に相当する額をハローワークから支給する制度です。

要件を満たす場合は、その専門実践教育訓練が修了するまで、最大3年間給付を受けることができます。

※ 支援給付金制度は5年間の暫定措置で、平成31年3月31日までに受講開始する専門実践教育訓練に対して適用されます。

<ご注意>

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金や教育訓練支援給付金の支給を受けたり、受けようとした場合は、教育訓練給付金や教育訓練支援給付金を受けることができなくなります。

不正に受給した場合は、受給した金額の返還に加えて2倍の金額の納付を命じられたり、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

詳しくは、お近くのハローワークへお問い合わせください。

平成27年度全国労働衛生週間の実施について

実施期間 本週間 10月1日～10月7日
準備期間 9月1日～9月30日
高知労働局健康安全課

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第66回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る問題を見ると、平成26年の精神障害の労災支給決定件数が497人（過去最多）、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少しているが、平成26年は前年から105人増加して7,415人となった。疾病別では腰痛が186人増加して4,624人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加している。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしている。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成27年7月には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定めたところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「職場発！心と体の健康チェックはじまる広がる健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. 全国労働衛生週間説明会（参加無料）

県内の各労働基準監督署において、事業場を対象に各地区の労働基準協会と合同で全国労働衛生週間説明会を次のとおり開催することとしていますので、是非ご来場ください。

説明会日程

高知労働基準監督署・高知労働基準協会

日程	時間	場 所
平成27年9月 8日(火)	13時30分～	本山町プラチナセンター
平成27年9月 9日(水)	13時30分～	いの町枝川コミュニティセンター
平成27年9月10日(木)	13時30分～	南国市保健福祉センター
平成27年9月11日(金)	13時30分～	高新文化ホール

須崎労働基準監督署・須崎労働基準協会

日程	時間	場 所
平成27年9月 9日(水)	13時30分～	窪川四万十会館
平成27年9月10日(木)	13時30分～	越知町民会館
平成27年9月11日(金)	13時30分～	須崎市立市民文化会館

四万十労働基準監督署・四万十労働基準協会

日程	時間	場 所
平成27年9月 7日(月)	13時30分～	中村地区建設協同組合会館
平成27年9月 8日(火)	13時30分～	土佐清水商工会議所
平成27年9月 9日(水)	13時30分～	宿毛市総合社会福祉センター

安芸労働基準監督署・安芸労働基準協会

日程	時間	場 所
平成27年9月 1日(火)	13時30分～	室戸市保健福祉センター
平成27年9月 2日(水)	13時30分～	田野町ふれあいセンター
平成27年9月 3日(木)	13時30分～	安芸市民会館
平成27年9月 4日(金)	13時30分～	野市町ふれあいセンター

3. 全国労働衛生週間中の行事

<p>第49回 高知県産業安全衛生大会 (入場無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日 時 平成27年10月2日(金) 13時～ ◆ 場 所 高知県立県民文化ホール(グリーンホール) ◆ 主催者 高知県労働災害防止団体協議会(後援:高知労働局) ◆ プログラム <ul style="list-style-type: none"> 第1部 安全衛生表彰 第2部 特別講演① ～職場の安全～「玉掛けと合図」 特別講演② これからのメンタルヘルス ～ストレスチェック制度と二次・三次予防の実践に向けて～

全国労働衛生週間の具体的な取組み等についてのお問い合わせは、
高知労働局健康安全課 (Tel.088-885-6023)までお願いいたします。

平成28年1月から

雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります

1. マイナンバー制度の概要

- ◆ 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- ◆ 平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆ 雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ◆ 今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2. 個人番号の記載が必要となる届出

- ◆ 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- ◆ 雇用保険業務においては、
 - ・平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号*を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
※ ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。
- ◆ 様式一覧（事業主提出用）
 - ① 雇用保険被保険者資格取得届、② 雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
 - ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書*
 - ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書* ⑤ 介護休業給付金支給申請書*

※ 事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

<個人番号の記載が必要となる様式の例>

※ 様式案は現時点(27年7月)版です。また、裏面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。

● 雇用保険被保険者資格取得届 (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※外国人の氏名のアルファベット表記など、今後様式の変更があります。

● 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・ (初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書 (※) (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- ◆事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認をすることが必要です。
- ◆具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証など）による確認が必要です。
- ◆加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、滅失または毀損^{きそん}の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供するときには、委託先の適切な監督などの措置が必要です。
※ 詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」の「マイナンバーガイドライン」や「よくある質問」などを参照してください。

4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、自由に利用できる番号です。

- ◆雇用保険業務において、
 - ・平成28年1月から、事業所設置届などに法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・また、既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
- ◆様式一覧（事業主提出用）
 - ①雇用保険適用事業所設置届、②雇用保険適用事業所廃止届

※ 下面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。なお、個人事業主の場合は記載の必要はありません。

5. 電子申請による届出

- ◆個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送などにより行う場合には、個人情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。（郵送の場合は書留郵便による届出が原則）
- ◆電子申請にあたり電子証明書を取得していない場合には、事業主個人または事業主が指定する従業員の電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請も可能ですので、ぜひ、この機会にご利用をお願いします。

電子申請 事前準備マニュアル

検索

<マイナンバー制度の詳細とお問い合わせ先>



制度の詳細

- ・内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度ホームページ」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・厚生労働省「社会保障・税番号制度ホームページ（社会保障分野）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・雇用保険手続の届出様式案
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー

検索



制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター **0570-20-0178**

（平日9時30分～17時30分）
（土日祝日・年末年始を除く）

平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。詳細については、追ってご案内します。

用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑤受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
地方訓練受講者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
 電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
 ハローワークジョブセンターはりまや
 職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 キャリアアップコーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836
 U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
 高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
 電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
 電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
 電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
 電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
 電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
 電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226